



沢辺税理士事務所通信

令和 4 年 9 月 1 日号
NO.103

「収入 300 万円以下は雑所得」の意味するところ

国税庁が 8/1 に出した所得税の通達（法令解釈）の改正案が話題になっています。通達は税法そのものではないですが、「国税当局としてはこう解釈して税法を運用しますよ」という指針になります。そして話題になっている内容は、「**収入金額（＝年売上高）が 300 万円以下のものは、原則雑所得**」という一文です。

今まで個人で事業・副業をしていて確定申告をする場合、それが「対価を得て継続的に行う事業」の場合は「事業所得」、そこまでではないものは「雑所得」と区分されていました。じゃあ具体的に事業所得と雑所得の境目ってどこよ？と聞かれると、はっきり決められていなかったもので、実際のところ本人が「これは事業よ」と言えば事業所得、みたいなわりとアバウトな感じもありました。今回、今さらながらその境目が示された形です。（なお所得税の取り扱いなので、法人には関係ありません。）

では事業所得と雑所得で何が変わるのかという点ですが、両者とも売上から経費を引いた残りが利益で、それに対して累進課税で所得税が課される、という部分は同じです。**異なるのは、雑所得の場合 青色申告特別控除（10～65 万円）が受けられない、青色事業専従者給与が支給できない（白色申告の事業専従者控除も取れない）、損失が出た場合他の所得と損益通算（＝相殺）ができない、**という点になります。他にも純損失の繰越控除ができない、30 万円未満の少額減価償却資産の特例が使えない、などもあります。

の意味するところは、事業を行って利益が出た場合、「**がつつりやらないと税金計算の時の優遇を受けさせないよ**」ということになります。日本政府は副業を推進してるのだからがつつりやりなよ、と言いたいのかもかもしれませんが、努めている会社が副業禁止でこっそりやっている程度では税金は優遇されない、という不公平感が出る気がしますね。

また **は流行りの「サラリーマン節税」を封じる意味**があります。書店でこれ関連の書籍がたくさん並んでいますが、例えば売上を 10 万円、経費を（入れられるだけ入れ込んで）200 万円計上し、赤字の 190 万円を給与所得と相殺する申告をして、給与から天引されていた所得税を還付してもらおう、みたいなスキームです。ほぼ税金還付を目的にしている事業なんか、事業じゃないだろう！という税務当局の言いたいことはわかりますが、事業の黎明期で本当に赤字がかさんでいる場合も杓子定規に相殺を認めないのか、という問題も出てきます。

なおこの内容は 8/31 までパブリックコメントを募集しており、その内容によっては原案が修正される可能性があります。また改正が施行された場合、令和 4 年分以後の所得税について適用されます。つまり**令和 4 年 1 月以降の事業までさかのぼって影響を受けます**ので、ご注意ください。